

# 令和5年度 第二部会技術分科会 活動報告（概要）

令和7年7月  
一般社団法人 日本消火装置工業会

## 1. 委員会

### (1) 委員構成

13社16名で構成

### (2) 開催回数

定例会（原則月1回第3木曜日）11回＝計11回

全て消火装置工業会の会議室およびWeb併用で開催した。

## 2. 審議・確認事項

### (1) PFOAにより規制対象となった泡消火薬剤について

- ・PFOAにより「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（通称「化審法」）」の規制対象となっている泡消火薬剤は6型式あるが、対象となる根拠について再確認した。
- ・対象となる泡消火薬剤については、「PFOA規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて（第1版） 令和4年1月」や「泡消火薬剤の扱いに関する資料（型式番号順一覧表）（第五報） 2024年2月16日発行 日消装発第R05-27号」に掲載している。

### (2) 水質汚濁防止法対応方法リーフレットについて

- ・令和4年12月23日に「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和5年2月1日に施行され、PFOS・PFOA等が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）における指定物質に追加された。
- ・指定物質が事故（天災を含む）により放出し流出した場合、都道府県知事等に報告する義務があり、今回の改正により指定物質を含む泡消火薬剤も対象となった。
- ・泡消火設備を所有する方、工事や点検で取り扱う方など多くの関係者に内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏め、ホームページ上で掲載した。
- ・指定物質に基準値（濃度値）はないため、対象となる泡消火薬剤は、原則として「指定物質PFOS、PFOA等を含む泡消火薬剤」となるが、関連省庁に確認した結果、泡消火薬剤の製造時期によって対象となる場合、対象とならない場合が生じるようになった。
- ・そのため、「泡消火薬剤の扱いに関する資料（型式番号順一覧表）（第五報） 2024年2月16日発行 日消装発第R05-27号」等で、水質汚濁防止法の対象となるか否かを示す列を追加し、泡消火薬剤ごとに対象となる製造時期を示すこととした。

### (3) 泡消火薬剤の扱いに関する資料 泡消火薬剤一覧表第四報、第五報について

- ・(2)で示した通り、水質汚濁防止法の対象となるかは、各泡消火薬剤の製造時期によって異なるため、一覧表を作成し整理することにした。
- ・令和5年（2023年）11月に第四報を発出したが、資料を活用する方々がより分かりやすくするために、令和6年（2024年）3月に「型式番号順」「メーカー別」に整理した2種類を用意した第五報を発出した。

### (4) PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理について

- ・令和4年（2022年）9月に「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」が策定された。

- ・技術的留意事項に基づく処理が可能な処理施設について、以前にPFOS含有廃棄物の処理が可能だった処理施設を中心に対応の可否を確認し、その結果を整理し消火装置工業会のホームページ上で公開した。

**(5) PFOSやPFOA等を使用した泡消火薬剤の市中在庫量調査について**

- ・国際条約で規制された化学物質は、条約に締結した各国の国内法（日本の場合は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（通称「化審法）」が該当する）で管理を行い、その成果を定期的に報告する制度がある。
- ・今まではPFOSのみを調査していたが、PFOA及びPFHxSが規制対象として追加され、所掌省庁と共に調査方法を検討した結果、新たな灰色シールを用いて管理することにした（右写真）。
- ・将来規制物質が追加され、それまでは調査対象外だった泡消火薬剤が調査対象となる可能性も考慮し、市中に存在する泡消火薬剤全てを消火装置工業会が自主的に調査する想定としたものである。
- ・今後の所掌省庁からの調査依頼については、消火装置工業会が調査した結果からその時点で調査対象となっている分を抽出して報告することを想定している。



以 上